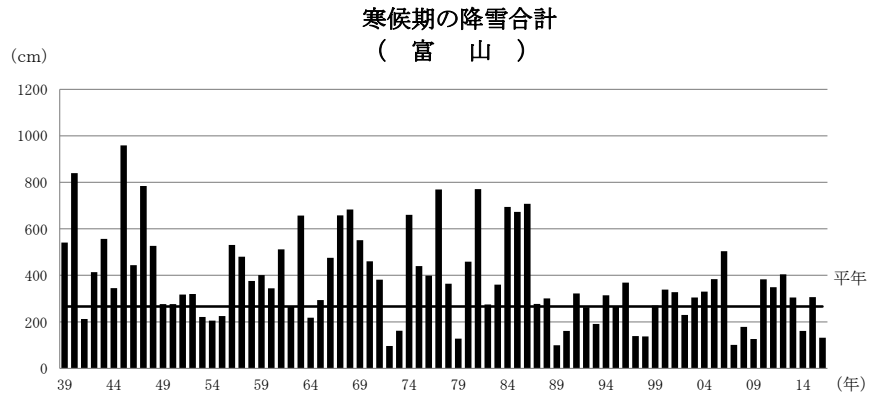
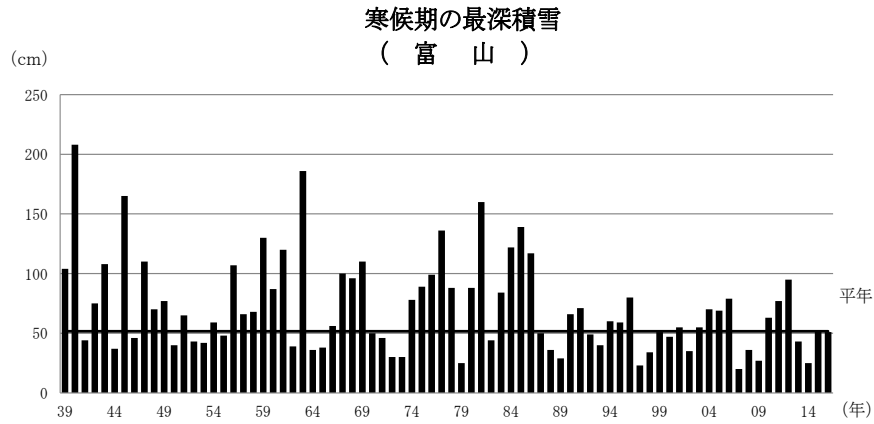


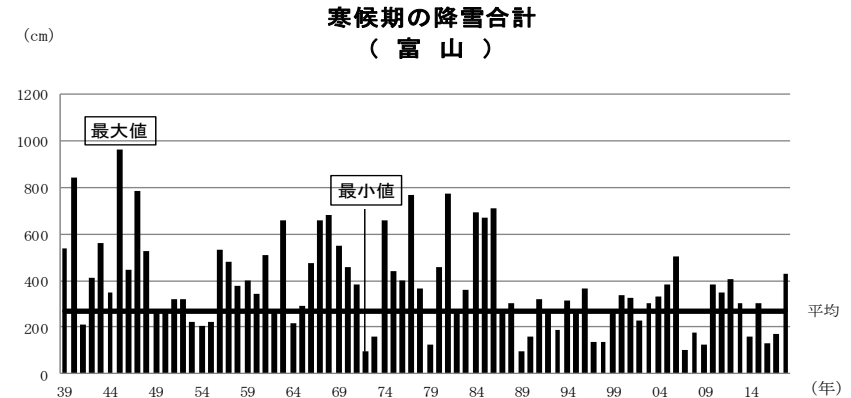
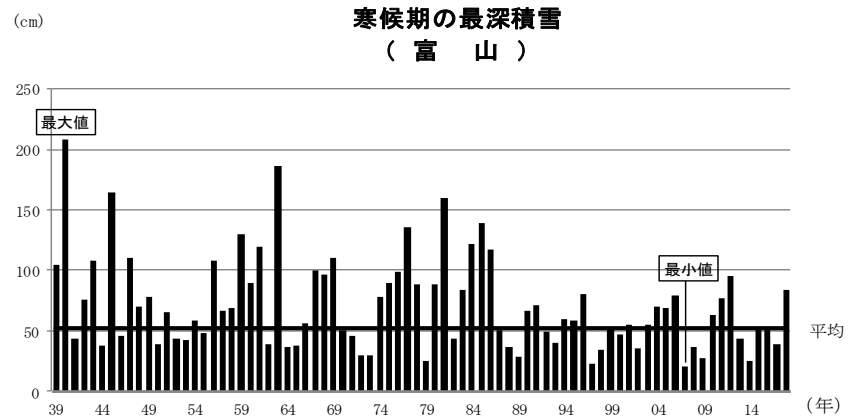
現行地域防災計画	修正（変更部分のみ記載）	備考
<p data-bbox="376 395 797 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="434 1169 741 1284">平成 <u>30</u> 年 <u>2</u> 月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 395 1700 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="1323 1169 1653 1284">平成 <u>30</u> 年 <u>11</u> 月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1749 233 2072 411">凡例 <u>下線</u> 改定箇所</p>

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
第1章 総則 第1節～第2節 （略） 第3節 防災関係機関等の責務 第1 （略） 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) （略） (3) 指定地方行政機関				
(略)	(略)	(略)	(略)	
北陸地方整備局	(略) 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること 13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること	北陸地方整備局	(略) 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること 12 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること	工事の完了に伴う修正 工事の進捗に伴う修正 番号のずれ 同上 同上 同上 同上
(4)～(6) （略）				
2 （略）				
第3 （略）				

第4節 県内の降積雪の状況と雪害
第1 降積雪の状況



第2～第3 (略)



2018年の数値
までのグラフ
に変更

最大値、最小
値を追加

第2章 雪害予防対策 第1節 雪害に強い県土づくり 第1～第2 (略) 第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係 (各防災関係機関)											
区分	制度名	事業概要	事業主体	所管	区分	制度名	事業概要	事業主体	所管		
文教施設	<u>小中学校危険建物改築事業</u>	<u>公立小中学校の校舎屋体、寄宿舎の危険校舎改築に対する補助</u>	<u>市町村</u>	文部科学省	文教施設	<u>学校施設環境改善交付金事業</u>	<u>公立小中学校、特別支援学校等の危険校舎改築に対する補助</u>	<u>県、市町村</u>	文部科学省	事業統合に伴う名称変更	
	<u>公立高等学校危険建物改築事業</u>	<u>公立高等学校の校舎等の改築に対する補助 (定時制・通信制に限定)</u>	<u>県</u>	文部科学省							
第4 産業の振興、無雪化等 (各防災関係機関)											
区分	制度名	事業概要	事業主体	所管	区分	制度名	事業概要	事業主体	所管		
農林業	<u>元気な地域づくり交付金事業 (基盤整備促進)</u>	<u>補助率のかさ上げ (特別豪雪地帯文)</u>	<u>市町村、土地改良区</u>	農林水産省	農林業	<u>農山漁村地域整備交付金</u>	<u>農山漁村において防災・減災対策を推進</u>	<u>県、市町村</u>	農林水産省	事業の改廃に伴う修正	
	<u>農道整備事業</u>	<u>事業採択基準の緩和 (特別豪雪地帯分) 及び補助率のかさ上げ (豪雪地帯分)</u>	<u>県</u>	農林水産省							同上
	<u>造林事業</u>	<u>段階造林の奨励等</u>	<u>県</u>	林野庁							同上

第2節 雪崩対策等の推進
第1 雪崩危険箇所の把握（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

区分	摘要
雪崩危険箇所 (国土交通省)	<u>地形からみて、雪崩が発生する危険性のある斜面の平均勾配が18度以上（雪崩危険斜面）、その標高差が10m以上の場合で、人家5戸以上（公共的建物を含む）又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある箇所</u>
雪崩危険箇所 (林野庁)	<u>雪崩の発生及び到達の危険性のある山地において、見通し角18度以上の場合で、人家又は公共施設等に被害を与えたか、与えるおそれのある箇所</u>

第2 雪崩危険箇所の予防措置（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

1～2 （略）

3 県及び市町村は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、また、ハザードマップの作成・配布に努め住民に周知徹底を図る。

特に危険箇所にある災害時要援護者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。

4 （略）

第3 警戒避難体制の確立（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市町村は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

1～4 （略）

第4 （略）

区分	摘要
雪崩危険箇所 (国土交通省)	<u>豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所</u>
雪崩危険箇所 (林野庁)	<u>過去においてなだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所</u>

3 県及び市町村は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、また、ハザードマップの作成・配布に努め住民に周知徹底を図る。

特に危険箇所にある要配慮者利用施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市町村は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるよう努める。

国土交通省の定義に統一

林野庁の定義に統一

用語の修正

義務づけではないため修正

第3節 都市基盤等の耐雪化



第1 (略)

第2 ライフライン施設の耐雪化

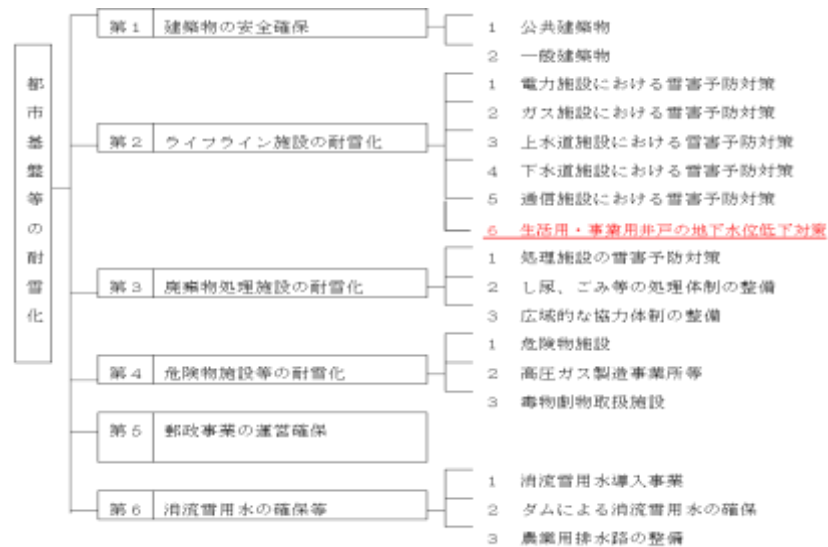
1 (略)

2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）

(1) 都市ガス

ア (略)

イ 供給施設の耐雪化



項目の追加

<p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>屋外管、メーター類及び排気筒</u>などの屋外露出設備の耐雪化を図る。</p> <p>ウ 需要家設備 また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) LP ガス ア (略)</p> <p>イ 設備の保護対策 (ア) (略)</p> <p>(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに容器等の保護をし、<u>危険を発見しやすい場所</u>を選定するものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 下水道施設における雪害予防対策（県土木部、市町村） (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化 ア (略)</p> <p>イ 連絡方法 情報連絡は、一般電話、<u>高度情報通信ネットワーク</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(オ) <u>屋外管及びメーター類</u>などの屋外露出設備の耐雪化を図る。</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、<u>排気筒などの屋外露出設備の耐雪化を図り</u>、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに容器等の保護をし、<u>危険な状態やマイコンメーターの異常警報</u>を発見しやすい場所を選定するものとする。</p> <p>情報連絡は、一般電話、<u>県防災行政無線</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する</p> <p><u>6 生活用・事業用井戸の地下水位低下対策（県生活環境文化部）</u> <u>消融雪施設の一斉稼動により地下水位が低下し、取水障害の発生のおそれがあることから、地下水位のモニタリングによる監視とリアルタイムに情報提供を行うとともに、冬期間の「注意喚起水位」指標を</u></p>	<p>供給施設に排気筒はないため修正</p> <p>需要家設備に排気筒について追加</p> <p>字句修正</p> <p>富山県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>H30 大雪の検証による追加</p>
---	--	--

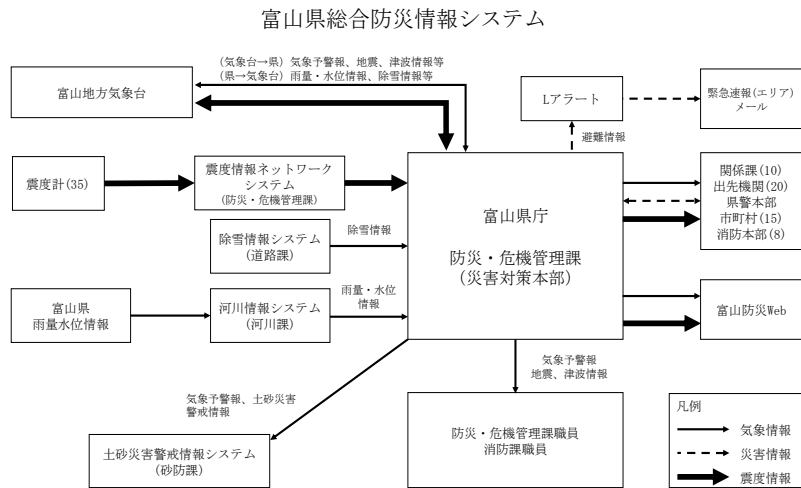
<p>第3 (略)</p> <p>第4 危険物施設等の耐雪化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等(中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部)</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 関係保安団体との連携・協力</p> <p>県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓蒙、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>(2) 事業所の設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自主保安体制の確立</p> <p>事業所の長は、危害予防規程に<u>雪害予防規程</u>を設け、内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、除雪計画の策定、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。</p> <p>また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第4節 交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路交通対策(中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路(株)金沢支社)</p> <p>1 雪に強い道路の整備</p> <p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイ</p>	<p><u>活用して節水呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努める。</u></p> <p>県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓蒙、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>事業所の長は、危害予防規程に<u>雪害対策に関する事項</u>を設け、内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、除雪計画の策定、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。</p> <p>また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
---	--	-------------------------

<p>パス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。このため<u>県及び市町村等は雪に強い道路交通ネットワーク計画を樹立し、その体系的整備を進めるものとする。</u></p> <p>(1) 交差点の改良整備 <u>右折車線等の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備 堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い<u>通行の円滑化</u>を図る。</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>2 除雪用施設及び資機材の整備</p> <p>(1) 除雪機械の整備 除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。</p> <p>(2) 排雪場所の確保 除排雪作業を効率よく実施するために、運搬排雪時の雪捨場の確保を図る。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><u>3 除雪計画及び安全対策</u></p> <p><u>(1) 除雪計画</u></p> <p><u>ア 作成方針</u> 各道路管理者は、次の点に留意しそれぞれ道路除雪計画を策定する。 <u>(ア) 適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。</u> 特に隣接県、隣接市町村及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。 <u>(イ) 除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続し</u></p>	<p>パス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。このため<u>道路管理者は大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じてその体系的整備を進めるものとする。</u></p> <p><u>右折車線の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。</u></p> <p>堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い<u>交通の円滑化</u>を図る。</p> <p>除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。 <u>また、安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努める。</u></p> <p>除排雪作業を効率よく実施するために、<u>必要に応じて事前に関係機関等と協議を行い、運搬排雪時の雪捨場の確保を図る。</u></p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><u>3 除雪計画</u></p> <p><u>(1) 作成方針</u></p> <p>各道路管理者は、次の点に留意しそれぞれ道路除雪計画を策定する。 <u>ア</u></p> <p><u>イ</u></p>	<p>国防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>H30 大雪の検証による追加</p> <p>H30 大雪の検証による追加</p> <p>構成の変更に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---

<p>た除排雪作業にも対処できるよう計画する。</p> <p><u>(ウ)</u> 計画全般について、関係諸機関と十分連絡協議し、調整を図る。</p> <p><u>イ</u> 各機関の除雪計画</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 道路情報システムの整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県管理道路については、「除雪情報システム」により、県内各地に設置されている積雪センサー、路面凍結センサー、路面監視カメラから得られる気象情報・路面状況などを一元的にとりまとめ、除雪の効率化に努めるとともに、適時適切な情報提供を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ウ</u></p> <p><u>(2)</u></p> <p><u>ア</u></p> <p><u>イ</u></p> <p><u>ウ</u></p> <p>4 雪害予防</p> <p><u>(1) 集中的な大雪への対応</u></p> <p><u>ア</u> 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <p><u>イ</u> 道路管理者は、集中的な大雪等に備えて、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するとともに、関係機関等と連携して、降雪の予測精度も考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、集中的な大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。</p> <p><u>イ</u> 県管理道路については、「除雪情報システム」により、県内各地に設置されている積雪センサー、路面凍結センサー、路面監視カメラから得られる気象情報・路面状況などを一元的にとりまとめ、除雪の効率化に努めるとともに、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所について広報媒体等を用いて周知する等、適時適切な情報提供を行う。</p> <p><u>(3) 倒木の未然防止</u></p> <p><u>道路管理者は、沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。</u></p> <p><u>(4) 落雪事故の防止</u></p> <p><u>道路管理者及び警察本部は、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>国防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>同上</p> <p>H30 大雪の検証による追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---

<p><u>4</u> 高速自動車道における雪害予防</p> <p><u>5</u> 交通安全施設等の整備</p> <p>(1) 交通安全施設の整備</p> <p><u>警察本部は、冬期間における信号機及び標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の研究、開発及び整備を強化するとともに次に重点をおいて逐次整備を図る。</u></p> <p><u>ア 信号灯器の縦型化</u></p> <p><u>イ 標識の大型化</u></p> <p><u>ウ 緊急規制用標識の確保</u></p> <p><u>エ 交通管制施設の整備及び信号機の全県管制化</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 <u>バス交通対策(富山地方鉄道、加越能バス)</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡体制</p> <p>バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるよう<u>情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備</u>を図っておく。</p> <p>第5節 防災活動体制の整備</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実(北陸地方整備局、県総合政策局、県経営管理部、県土木部、市町村)</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>5</u> 高速自動車道における雪害予防</p> <p><u>6</u> 交通安全施設等の整備</p> <p><u>警察本部は、冬期間における交通の安全と円滑を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設を適正に維持管理するとともに、雪の影響を軽減化するよう周辺の環境や視認性に配慮しつつ交通安全施設の整備を図る。</u></p> <p>第4 <u>バス交通対策(富山地方鉄道、加越能バス、市町村等)</u></p> <p>バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるよう<u>バスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備</u>を図っておく。</p>	<p>番号のずれ 同上</p> <p>現状に合わないこと、また、必ずしも雪に強いわけではないこと等のため、ア～エ及び(2)を削除し本文を修正</p> <p>コミュニティバス等について追加</p> <p>H30大雪の検証による追加</p>
--	--	--

(2) 県総合防災情報システム



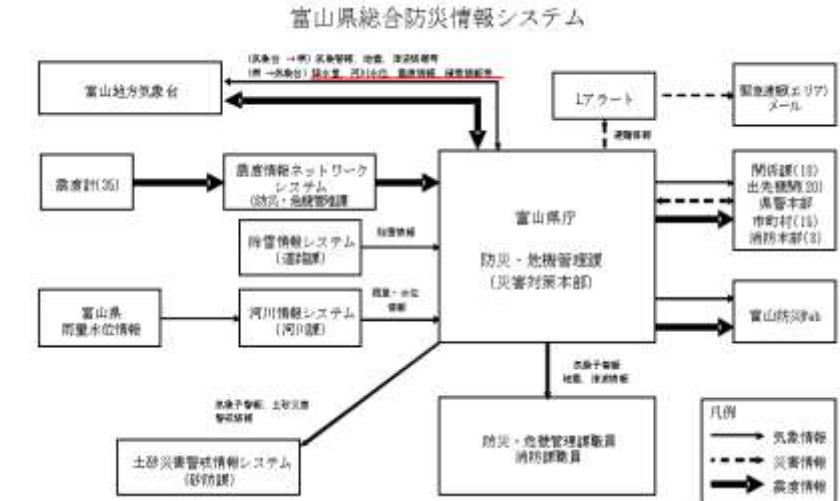
第6 緊急輸送ネットワークの整備

1 (略)

2 緊急道路ネットワークの確保

(1) ~ (3) (略)

緊急通行確保路線図 (平成 28 年 4 月)



緊急通行確保路線図 (平成 30 年 4 月)



情報更新による修正

時点の修正

施設名、住所等の変更

バイパス整備に伴う緊急確保路線の変更等

3～5 (略)

第7 (略)

第8 相互応援体制の整備

1 国の機関等との相互協力

(1) (略)

(2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、県土木部)

ア (略)

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(港湾)

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事(伏木富山港湾管理者)、新潟県知事(新潟港外港湾管理者)、石川県知事(金沢港外港湾管理者)及び福井県知事(敦賀港港湾管理者)と民間協力者((一社)日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長)とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

ウ (略)

2～5 (略)

第9 (略)

第6節 (略)

第7節 農林水産業の雪害予防

第1 作目別予防対策

1 稲作(北陸農政局、県農林水産部)

県等は、山間地等の融雪遅延時に、的確な対応ができる平地等のリレー育苗等の体制を整え、生産の安定化を図る。

また、育苗施設および米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(港湾)

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事(伏木富山港湾管理者)、新潟県知事(新潟港、直江津港、両津港及び小木港港湾管理者)、石川県知事(金沢港及び七尾港港湾管理者)及び福井県知事(敦賀港港湾管理者)と民間協力者((一社)日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長)とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

育苗施設および米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。

詳細追加

広域合併したJA内で苗の融通がすでに

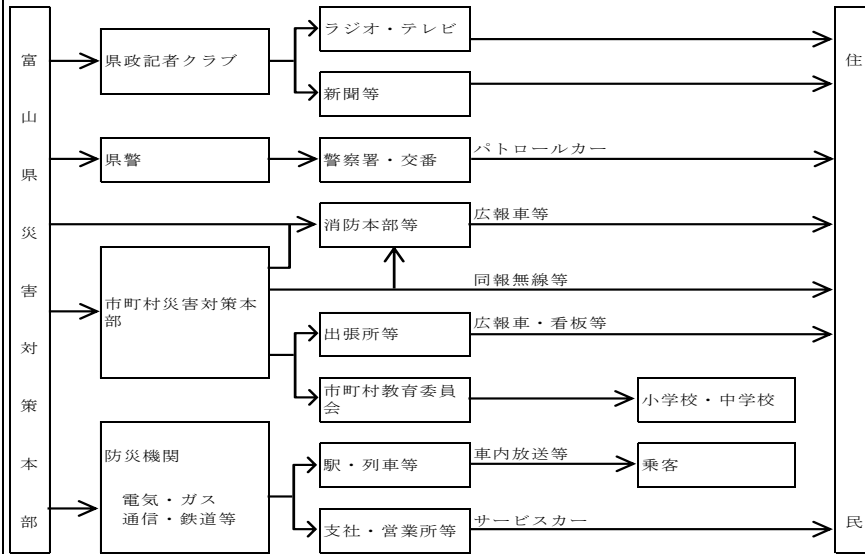
<p>第8節 商工業の雪害予防</p> <p>第1 中小企業の雪害対策施設の普及（中部経済産業局、県商工労働部） 事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、<u>県等は次の融資制度等を積極的に活用し、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第9節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>雪等による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 普段からの心がけ</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、<u>県等は融資制度等を積極的に活用し、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。</u></p> <p>雪等による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p><u>とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u></p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。</p> <p><u>(ケ) スコップやスクレーパー、飲食料及びに毛布等の車内の準備</u></p>	<p>可能なため削除</p> <p>融資制度については第2章第1節に記載があるため字句修正</p> <p>国防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>国防災基本計画修正に伴う追加</p>
---	---	---

<p>第3 地域ぐるみ除排雪</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地域ぐるみ除排雪活動への支援 (県生活環境文化部、県土木部、市町村)</p> <p>市町村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等 (小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫) の整備を行う。</p> <p>県は市町村に対し、<u>地域ぐるみ除排雪活動体制の整備及び地域ぐるみ除排雪活動のための小型機械の整備等による経費</u>について助成する。</p> <p>また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第3章 雪害応急対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1～第2 (略)</p>	<p>市町村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等 (小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫) の整備を行う。</p> <p>県は市町村に対し、<u>地域ぐるみ除排雪活動体制づくりのため、小型除雪機械の整備や運転者講習等の経費</u>について助成する。</p> <p>また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。</p>	<p>H30 大雪の検証による追加</p>
---	--	-----------------------

第3 広報及び広聴活動

1 広報活動（各防災関係機関）

(1) 実施機関



(2) (略)

(3) 災害報道

ア (略)

イ 災害報道の実施

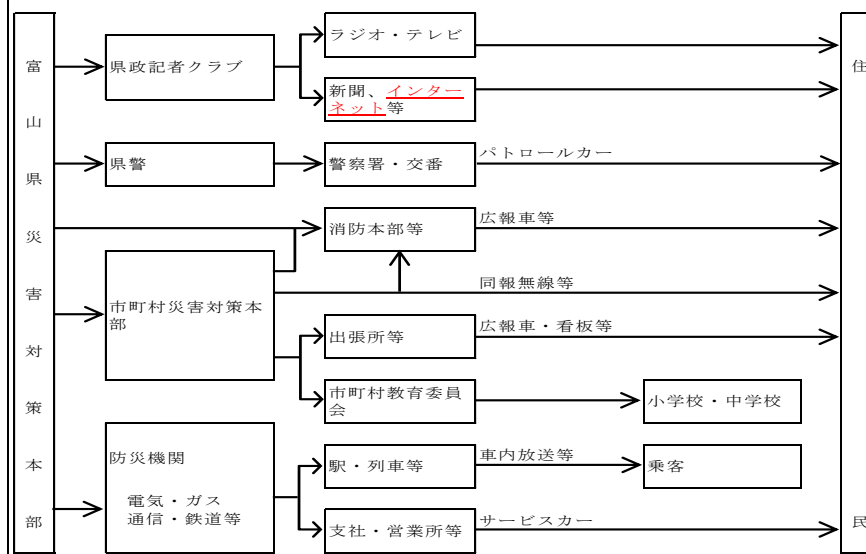
報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ (略)

2 (略)



媒体の追加

イ 要配慮者への対応

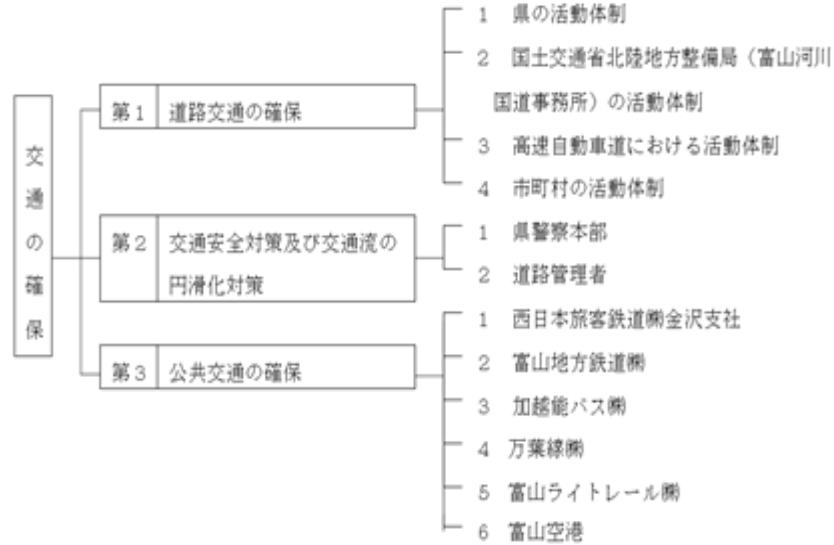
情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

用語の修正

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

報道機関が災害広報を実施する際の配慮について追加

第4節 交通の確保



第1 道路交通の確保

道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとする。なお、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。

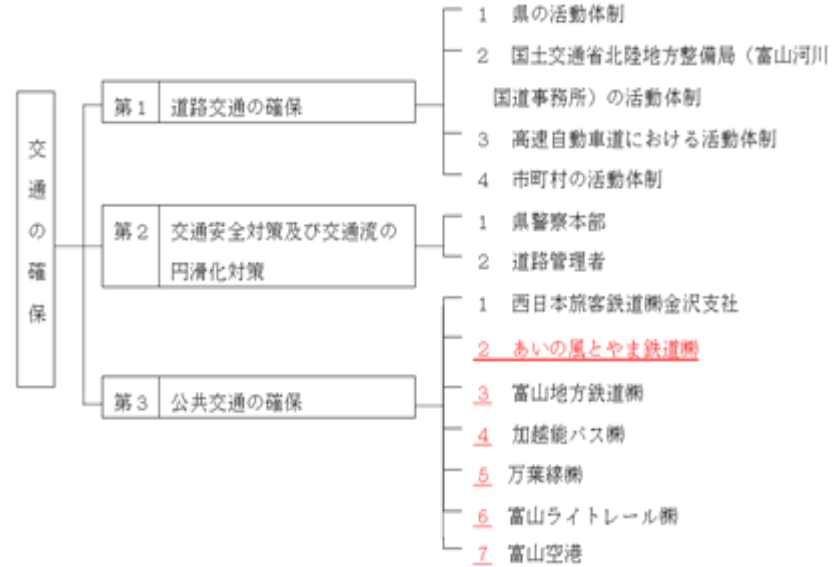
1 県の活動体制（県土木部）

(1) (略)

(2) 除雪区分及び除雪形態

除雪計画路線は、次のとおり3つに区分する。

区分	日交通量のおよその標準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。



道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとし、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。

また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬期交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所を設置し、対応の強化を図るものとする。

区分	日交通量のおよその標準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。

項目の追加
番号ずれ

H30 大雪の検証による追加

第2種	500～1,000台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500台/日以下	1車線幅員に必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

(3)～(8) (略)

(9) 豪雪時における体制

土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制に、また、大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案して緊急体制に移行する。

2 国土交通省北陸地方整備局（富山河川国道事務所）の活動体制（北陸地方整備局）

北陸地方整備局防災業務計画に基づき、次のとおり実施する。

(1) 雪寒体制

毎年11月1日から3月31日までの間、雪寒体制に入り、北陸地方整備局に道路雪害対策本部を設置するとともに、各事務所に雪害対策支部を設置する。

雪害対策本部 局長
 雪害対策副本部長 道路部長
 雪害対策支部長 事務所長
 雪害対策副支部長 副所長

降積雪量により、次の発令基準を定める。

- ① 平常体制 ② 注意体制 ③ 警戒体制 ④ 緊急体制 ⑤ 非常体制

(2) (略)

(3) 除雪準備

ア (略)

イ 消雪パイプの点検整備

消雪パイプは、試運転等によりいつでも稼働できるよう事前に点検整備を行っておく。

第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員に必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制への移行を決定する。

また、指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、主要路線における除雪状況、降雪強度、今後の降雪予想などから、緊急事態に陥る恐れがあると判断される場合又は大雪に関する特別警報が発令された場合、道路雪害対策本部長が北陸地方整備局長と協議のうえ、緊急体制に移行する。

降積雪量等により、次の発令基準を定める。

- ① 平常体制 ② 注意体制 ③ 警戒体制 ④ 非常体制

イ 消雪パイプ等の点検整備

消雪パイプ等の消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行っておく。

除雪計画との整合を図るため修正

同上

同上

同上

同上

ウ 情報連絡体制の整備

降雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の収集及び連絡体制を整えておく。また、降積雪状況の把握のため常設観測器械を点検整備するとともに、気象台等観測機関との連絡体制を十分整備しておく。その他北陸地方建設局道路雪害対策情報連絡要領による。

(4) 出動の基準

出動の基準は次のとおりとする。

新雪除雪	<u>雪量観測所における新降雪深が5～10センチメートルに達したとき</u>
路面整正	路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる <u>おそれのあるとき</u>
圧雪処理	路面が <u>圧雪状態となったとき</u> 、気温の変化や通行車の攪乱作用などで圧雪の性質が変わり、 <u>極端な不陸を生じ交通障害の原因となるおそれがあるとき</u>
拡幅除雪	ロータリー除雪車による拡幅は降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった場合、 <u>除雪ドーザーによる拡幅作業も雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり交通の障害を起こす原因と思われるとき</u>
排雪	運搬排雪は、交通可能な幅員確保が困難となり、引続き降雪量の増加が予想され、さらに <u>家屋連担部の雪おろしによる通行止等、保安、消防活動に障害を起こすおそれのあるとき</u>
薬剤散布	均一な道路条件を確保するため凍結防止剤の散布を行う。 <u>機械除雪が困難な厚い圧雪及び氷盤を融解させ、機械除雪を容易にするため融雪剤の補助散布を行う。</u>

(5) 作業の内容及び目標

除雪作業は、除雪工、運搬排雪工及び路面凍結防止工等で、一般国道直轄管理区間全路線2車線交通確保を除雪目標とする。

降雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の収集及び連絡体制を整えておく。また、降積雪状況の把握のため常設観測装置を点検整備するとともに、気象台等関係機関との連絡体制を十分整備しておく。その他北陸地方建設局道路雪害対策情報連絡要領による。

新雪除雪	<u>雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに雪が降り続くことが予想され、降雪5～10cmに達したとき</u> <u>ただし、国道470号については、降雪3～5cmに達したとき</u>
路面整正	1. <u>路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合</u> 2. <u>連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合</u>
圧雪処理	気温の変化や通行車の <u>かく乱作用</u> などで圧雪の性質が変わり、 <u>極端な不陸を生じ交通障害の原因となる恐れのある場合</u>
拡幅除雪工	1. <u>ロータリー除雪車による拡幅は降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった場合</u> 2. <u>雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき</u>
運搬排雪除雪工	運搬排雪は、交通可能な幅員確保が困難となり、引続き降雪量の増加が予想され、さらに <u>連担家屋の雪おろし等で交通障害が起こる恐れのある場合</u>
凍結防止工	<u>路面凍結が予想される場合、または確認したとき</u>

除雪作業は、一般除雪、拡幅除雪工及び凍結防止工等で、一般国道直轄管理区間2車線以上の幅員を常時確保することを除雪目標とする。ただし、異常降雪により2車線確保が困難になると想定される場合は、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施し、迅速に交通を確保する。

観測機関以外にも関係する機関があるため字句修正

除雪計画との整合を図るため修正

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

H30 大雪の検証による追加

<p>(6) 市街地除雪 市街地、人家連担地区の除雪は、災害対策上、また、除雪システム上極めて重要であるので次のとおりの体制を整備し、迅速に実施する。</p> <p>ア 屋根雪処理に対する要請等 沿道住民に対し、屋根雪おろし後のあと始末の励行及び除雪への組織的な協力について要請する。 <u>市街地、人家連担地区の除雪は、災害対策上、また、除雪システム上極めて重要であるので次のとおりの体制を整備し、迅速に実施する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>流雪溝等の管理</u> <u>流雪溝等雪流し作業に利用する水利については、溢水防止のため雪捨て方法運営管理について関係住民に対し指導する。</u></p> <p>エ <u>消雪工</u> <u>消雪工は、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。運転は自動運転方式、手動運転方式の両方式を採用している。</u></p> <p>オ <u>警察との協力体制</u> 除雪の実施にあたり、関係警察署長と密接な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪時の交通整理及び情報収集等について協力を要請する。</p> <p>(7) 除雪パトロール 積雪、路面凍結、<u>消融雪装置</u>の稼働の状況及び危険箇所の状況を把握するため随時パトロールを実施する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 豪雪期における体制 県内の指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し、局長が県知事と協議して移行を決定したときは警戒体制に入る。また指定雪量観測点のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ重要路線の除雪状況等を勘案して局長が知事と協議して移行を決定したとき<u>緊急体制</u>に入る。</p> <p>3 高速自動車道における活動体制 (中日本高速道路(株)金沢支社)</p> <p>(1) 中日本高速道路(株)金沢支社の活動体制</p>	<p>ウ <u>消融雪施設の維持管理</u> <u>消融雪施設は、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。</u></p> <p>エ <u>警察との協力体制</u></p> <p>積雪、路面凍結、<u>消融雪施設</u>の稼働の状況及び危険箇所の状況を把握するため随時パトロールを実施する。</p> <p>県内の指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し、局長が県知事と協議して移行を決定したときは警戒体制に入る。また指定雪量観測点のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ重要路線の除雪状況等を勘案して局長が知事と協議して移行を決定したとき<u>非常体制</u>に入る。</p>	<p>重複削除</p> <p>除雪計画との整合を図るため修正 同上</p> <p>番号ずれ</p> <p>字句修正</p> <p>除雪計画との整合を図るため修正</p>
--	---	--

<p>北陸自動車道及び東海北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。</p> <p>ア 準備作業 (ア)～(イ) (略) (ウ) 情報連絡体制の確立 除雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておくとともに、気象情報については、特に(一財)日本気象協会と十分な連絡体制を整えておく。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ 除雪作業 雪氷対策期間中の体制は、次の4段階とし、各管理事務所は状況に応じた体制をとる。 ① 注意体制 ② 警戒体制 ③ 緊急体制 ④ 非常体制 また、非常体制に入った場合は、非常災害対策本部の設置を行うものとする。 緊急体制に入った場合は、これに準じ、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>北陸自動車道及び東海北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。</p> <p>除雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておくとともに、気象情報については、特に気象予測会社と十分な連絡体制を整えておく。</p> <p>雪氷対策期間中の体制は、次の4段階とし、各保全・サービスセンターは状況に応じた体制をとる。</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>気象予測会社を特定せず</p> <p>社内計画に合わせて修正</p>
<p>第2 交通安全対策及び交通流の円滑化対策</p> <p>1 県警察本部及び中部管区警察局</p> <p>(1) マイカーの自粛とバス等大量公共交通機関利用の要請 県民、事業所等に対し、輸送効率の高いバス等の利用を呼びかけるとともに、道路パトロール等を通じて現場指導を徹底する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 交通管制システムの活用 交通管制エリア内の交通現況を常時把握し、可変標識によって交通情報を標示して誘導を図るとともに、必要に応じ信号の特殊制御を実施する。</p> <p>2 道路管理者(北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路</p>	<p>県民、事業所等に対し、輸送効率の高いバス等の利用を呼びかけるとともに、パトロール等を通じて現場指導を徹底する。</p> <p>交通管制エリア内の交通現況を常時把握し、交通情報板によって交通情報を提供して誘導を図るとともに、必要に応じ信号の特殊制御を実施する。</p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p>

(株)金沢支社 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>			
<u>(3) 緊急交通規制の実施</u> <u>(4) 除排雪作業に伴う交通整理と交通規制</u>			
第3 公共交通の確保 1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社			
<u>(1) 輸送の確保</u> <u>ア 段階別運転規制</u> <u>気象状況及び路線状況に応じて、段階別運転規制の標準を5段階に区分し総合的な輸送手配及び排雪列車、雪捨列車等の運転を行う。旅客及び貨物列車の運転は、降積雪、側雪の状況により、次の標準により規制を行う。</u> <u>段階別運転規制標準</u>			
区分	降 雪 の 状 況	運 転 休 止	
段階		旅客列車	貨物列車
第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・初雪が予想 ・1昼夜の降雪10cm程度 		

<u>(3) 通行規制予告の実施</u> <u>道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u>
<u>(4)</u> <u>(5)</u>
<u>(1) 雪害対策本部の設置</u> <u>冬機関の安全・安定輸送を確保するため冬期の「準備期間」(10月1日から11月30日まで)と「本期間」(12月1日から3月31日まで)を設定し、本期間中は金沢支社に「雪害対策本部」を常設する。降雪予報等に応じて北陸広域鉄道部に「現地対策本部」を設置し、運転状況・運転計画・降積雪状況に応じて除雪計画等を決定する。</u>
<u>(2) 気象予報や積雪量などの情報収集</u> <u>現地の降雪状況や気象予報会社からの降雪予測情報等を基に除雪計画や運行計画を立てる。また、予報のエリアを細分化し、よりきめ細やかな運行計画の策定に活用する。</u>
<u>(3) 輸送の確保</u> <u>気象状況及び線路状況に応じて、総合的な輸送手配及び排雪列車等の運転を行う。また、降雪がない場合でも、積雪、側雪の状態によっては、必要により排雪列車等を運転する。</u>

国防災基本計画の修正に伴う追加
番号ずれ 同上
他機関との構成の統一
H30 大雪の検証による追加
番号ずれ
段階規制に関する記載を削除

第2次	<ul style="list-style-type: none"> 降雪量毎時3cm程度で6時間以上続く 1昼夜の降雪30cm程度 	0～20%休止	0～20%休止
第3次	<ul style="list-style-type: none"> 降雪量毎時5cm程度で4時間以上続く 1昼夜の降雪50cm程度 	20～40%休止	20～40%休止
第4次	<ul style="list-style-type: none"> 降雪量毎時7cm程度で3時間以上続く 1昼夜の降雪60cm程度 	40～70%休止	40～70%休止
第5次	<ul style="list-style-type: none"> 降雪量毎時10cm程度 1昼夜の降雪80cm程度 	通勤通学列車の確保	生鮮食料品、生活必需物資、緊急物資の輸送を確保する。
<p><u>備考</u></p> <p>降雪がない場合でも、積雪、側雪の状態又は排雪列車、雪捨列車等が運転する場合は、必要により実施する。</p>			

イ 列車のう回運転

主要線区が長期間不通となるような場合には、う回輸送列車を設け必要に応じて運転し、輸送を確保する。

(2) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪雪捨車両を有効に活用する。

降積雪による段階別排雪の基準

降雪の状況	積雪又は側雪				排雪計画 雪捨
	70cm未満	70cm以上 ～ 100cm未満	100cm以上 ～ 150cm未満	150cm以上	
<ul style="list-style-type: none"> 気象通報その他により初雪が予想されるとき 	第1次				必要により ラッセル運 転
<ul style="list-style-type: none"> 1昼夜に10cmを超える降雪のあったとき 	第1次	第2次	第3次	第4次	ラッセル、 雪捨運転
<ul style="list-style-type: none"> 降雪量が毎時3cmを超え6時間以上降り続けているとき 1昼夜の降雪が30cmを超えるとき 	第2次	第3次	第4次	第5次	ラッセル、 雪捨運転
<ul style="list-style-type: none"> 降雪量が毎時5cmを超え4時間以上降り続けているとき 1昼夜の降雪が50cmを超えるとき 	第3次	第4次	第5次	第5次	ラッセル、 Mロ、Mラ、 雪捨運転

(4) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪車両を有効に活用する。

番号ずれ
字句修正

段階規制に関する規制の削除

<ul style="list-style-type: none"> ・降雪量が毎時7cmを超え3時間以上降り続けているとき ・1昼夜の降雪が60cmを超えるとき 	第4次	第5次	第5次	第5次	ラッセル、 ロータリー、 Mロ、Mラ、 雪捨運転
<ul style="list-style-type: none"> ・降雪量が毎時10cmを超えるとき ・1昼夜の降雪が80cmを超えるとき 	第5次	第5次	第5次	第5次	ラッセル、 ロータリー、 Mロ、Mラ、 雪捨運転

ア 排雪列車の使用基準

車種	使用基準	
DD15ラッセル DE15ラッセル	側雪150cm以下の場合、高速除雪に使用する。	
DD14ロータリー	側雪の成長を防ぎ、ラッセル車の効果をあげるための除雪車として使用する。	
排雪 ロータリー	モーターカー ラッセル	側雪150cm以下で、降雪30cm以下の場合、本線及び駅構内の除雪に使用する。
	モーターカー ロータリー	側雪の成長を防ぎ、降雪80cm以下の場合、駅区所構内及び本線の除雪並びに貨車積等に使用する。
簡易除雪車	簡易ロータリー	駅区所構内の除雪に使用する。

イ 排雪車両の出動基準

車種	出動時機
ラッセル車	(1) レール面上の積雪量が20cm以上となるおそれがある場合。 (2) 側雪量が高く、又は吹き溜まり等が発生している場合は、積雪量が20cm以下においても必要によりラッセル車を出動させる。
モーターカーロータリー DD14ロータリー	側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難になった場合は、 <u>DD14ロータリー及びモーターカーロータリーの有効組合せにより出動し除雪を行う。</u>
(注) 上記にかかわらず、関係者の要請及び降雪状況、雪質(比重、固さ、凍結状態)等により出動標準を変更することがある。	

車種	使用基準	
DE15ラッセル	側雪150cm以下の場合、高速除雪に使用する。	
排雪 ロータリー	モーターカー ラッセル	側雪150cm以下で、降雪30cm以下の場合、本線及び駅構内の除雪に使用する。
	モーターカー ロータリー	側雪の成長を防ぎ、降雪80cm以下の場合、駅区所構内及び本線の除雪並びに貨車積等に使用する。
簡易除雪車	簡易ロータリー	駅区所構内の除雪に使用する。

車種	出動時機
ラッセル車	(1) レール面上の積雪量が20cm以上となるおそれがある場合。 (2) 側雪量が高く、又は吹き溜まり等が発生している場合は、積雪量が20cm以下においても必要によりラッセル車を出動させる。
モーターカーロータリー	側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難になった場合は、モーターカーロータリー除雪を行う。
(注) 上記にかかわらず、関係者の要請及び降雪状況、雪質(比重、固さ、凍結状態)等により出動標準を変更することがある。	

車両の配置がないため削除
同上

同上

ウ 流雪溝の活用
降積雪の状況に応じ早めに行う。

流雪溝設置場所

線名	設置駅名
高山線	越中八尾、笹津、楡原、猪谷
氷見線	伏木
城端線	福野、城端

エ 車両屋根雪の除雪体制
車両屋根雪は、積雪が次の標準に達し、運転上危険と認めるとき除雪する。

(ア) 有がい貨物 高さ70cm はみだし30cm

(イ) 機関車・電車・気動車・客車 高さ50cm

オ 無人駅等の除雪
管理駅長はあらかじめ臨時除雪員と除雪契約を行い、降雪があったときは速やかに除雪を行うものとする。また、状況により巡回を行い必要に応じ管理長に対し、応援手配等の要請を行う。

(3) 雪害対策本部の設置

降雪があったとき、速やかに雪害対策本部を設置する。

(4) 情報サービスの強化

雪害時における列車の運転状況や輸送手配の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、次の駅に情報係を設置し、利用者への情報案内を行う。

高岡駅	高岡 23-0261	常設
富山駅	富山432-6100(代)	2回線代表制 12月20日から (1回線は常設) 2月20日まで

また必要に応じ、各駅長は、放送機関、防災関係機関等に列車の

ウ 除雪車両の故障防止
除雪車両の故障防止のため、定期的な点検と周期的な部品交換を行う。

エ 流雪溝の活用

オ 車両屋根雪の除雪体制
車両屋根雪は、積雪が次の標準に達し、運転上危険と認めるとき除雪する。

気動車 高さ50cm

カ 無人駅等の除雪

(5) 運行情報の配信

積雪時における列車の運転状況や運行計画の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、広報情報やホームページ等で運行情報の配信を行う。また、お客様への分かりやすい情報提供のために、災害が発生している現地の写真を駅で掲示するとともに、公式ツイッターでも配信する。

また必要に応じ、各駅長は、報道機関、防災関係機関等に列車の

H30 大雪の検証による追加
番号ずれ

同上

現状に合わせ修正
番号ずれ

他機関との構成の統一

H30 大雪の検証による修正

字句修正

<p>運転状況の情報を連絡するとともに利用者への周知を図る。</p> <p><u>(5) その他の安全対策</u> ア～カ (略)</p> <p><u>(6) 旅客の安全対策</u> ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 富山地方鉄道(株)</u> <u>(1) 冬期対策本部等の設置</u></p>	<p>運転状況の情報を連絡するとともに利用者への周知を図る。</p> <p><u>(6) その他の安全対策</u></p> <p><u>(7) 旅客の安全対策</u></p> <p><u>2 あいの風とやま鉄道(株)</u> <u>(1) 雪害対策本部の設置</u> <u>列車運行に万全を期するため、12月1日から2月末日まで全社</u> <u>的組織として「雪害対策本部」を設置する。</u> <u>なお、降積雪状況により、本社と現場を交えた対策会議を行い、</u> <u>運行の確保に万全を期する。</u></p> <p><u>(2) 輸送の確保</u> <u>ア 輸送路の除排雪</u> <u>降積雪量の予測がレール面上約20cmを目安に除排雪列車等を運</u> <u>転し輸送の確保に努める。</u> <u>パンタグラフ着雪時に除雪作業を迅速に行なうため、各駅に雪払</u> <u>棒を配備している。</u> <u>イ 全区間運休の回避</u> <u>輸送の確保として、運休となった場合でも、部分的な運行再開</u> <u>を検討する。</u></p> <p><u>(3) 情報連絡体制の整備</u> <u>ア 降積雪情報の確保</u> <u>気象サービス会社並びに气象台等の情報を取得し、除雪計画に</u> <u>活用する。</u> <u>イ 内部連絡体制</u> <u>降積雪予報に基づき、本社と現場を交えた会議を行い、情報の</u> <u>共有と体制の確認を行なう。</u> <u>ウ 利用者への情報提供</u> <u>当社のホームページ、駅設置の旅客案内ディスプレイ、「あいの</u> <u>トレ」にて、運行情報の提供を行うとともに、報道機関に対して</u> <u>運行情報を提供し利用者への情報提供に努める。</u></p> <p><u>3</u></p>	<p>番号ずれ</p> <p>同上</p> <p>追加</p> <p>番号ずれ</p>
--	--	---

<p>毎年、12月10日から2月末まで、<u>営業部に鉄軌道及び路線バスの冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期する。</u></p> <p>(2) 鉄軌道対策 ア～ウ (略) エ 雪崩対策 <u>沿線の土木建築業者等に協力を依頼し、雪びおとし、山腹積雪踏固めを行うほか、監視員の配達等を実施し、雪崩による災害の防止を図る。</u> オ～カ (略)</p> <p>(3) バス部門 ア～イ (略) ウ 情報連絡体制 (ア) <u>無線付パトロールカーで路線パトロールを実施する。</u></p> <p>(イ) 無線機を活用し、各路線の情報収集を図る。 固定局 <u>8局</u> 車載局 <u>4局</u></p> <p>(ウ) <u>運行状況を午前8時現在で把握し、報道機関に定時速報するとともに、ターミナル、停車場等への掲示により利用者への周知を図る。</u></p> <p><u>3</u> 加越能バス <u>4</u> 万葉線株</p> <p>(1) 鉄軌道部門 ア 除雪体制 (ア) 除雪は、雪質、気温、降雪量等を勘案して行う。</p> <p>(イ) 除雪要員は、<u>昼間は全員待機、夜間及び休日は低温や降雪が予想されるとき、当番員を待機させる。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 運転規制 <u>4段階に区分し実施する。また、平常運行不可能と判断される場合は、冬期特設ダイヤによる運行を行う。</u> <u>第1次規制 片原町～越ノ瀨(片原町～高岡駅前間は不定期</u></p>	<p>毎年、12月10日から2月末まで、<u>社内に鉄軌道及び路線バスの冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期する。</u></p> <p><u>雪崩が想定される際は、除雪車等による沿線パトロールを実施し、雪崩による災害の防止を図る。</u></p> <p><u>パトロールカーで路線パトロールを実施する(降雪予測20cm以上)。</u></p> <p>固定局 <u>5局</u></p> <p><u>運行状況を午前8時現在で把握し、運行状況をホームページに掲載、富山駅前バスターミナル、主要停車場への掲示により利用者への周知を図る。</u></p> <p><u>4</u> <u>5</u></p> <p>(ア) 除雪は、<u>気象状況に応じ雪質、気温、降雪量等を勘案して行う。</u></p> <p>(イ) 除雪要員は、<u>冬期除雪作業マニュアルにより作業内容、要員(社員・委託者)を確保する。</u></p> <p><u>平常運行不可能と判断される場合は、7000形車両のみの運行とし、場合によっては間引き運行を行う。</u></p>	<p>社内計画に合わせて修正</p> <p>対策の変更による修正</p> <p>補足の追加</p> <p>情報更新に伴う修正 公表方法の変更による修正</p> <p>番号ずれ 同上</p> <p>社内計画に合わせて修正 同上</p> <p>同上</p>
---	---	--

<p style="text-align: center;"><u>とする)</u> <u>第2次規制 高岡駅前 ～ 中新湊 (越ノ潟～中新湊は不定期とする)</u> <u>第3次規制 〃 ～ 〃 (複線部単線運行)</u> <u>第4次規制 広小路 ～ 〃 (〃)</u></p> <p>ウ 代替運行 運行不能時等には、バスによる代替運行を実施する。</p> <p>エ 情報連絡体制 (ア) 冬期対策本部を中心に各種情報の収集伝達に努める。 a 気象情報 当日の天候状況及び変化を迅速に把握するため、気象台との連絡を密に行い、それらをもとに各職場に無線、電話により速やかに伝達する。 b 運行路線情報等 関係市町村、<u>起終点などの連絡員からの情報を収集するほか、適時路線パトロールを実施し、管理者から乗務員に伝達する。</u> また、<u>毎日職場ごとに午前9時現在の運行状況、積雪状況、道路状況を本部あて連絡させる的確な情報把握に努める。</u> (イ) ～ (エ) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>5</u> ライトレール <u>6</u> 富山空港</p> <p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 第1 (略) 第2 地域ぐるみ除排雪 1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進 <u>(県生活環境文化部)</u> (1) ～ (4) (略) 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等 <u>(県生活環境文化部)</u></p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 医療救護活動</p>	<p>運行不能時等には、<u>状況に応じ</u>バスによる代替運行を実施する。</p> <p>当日の天候状況及び変化を迅速に把握するため、気象台との連絡を密に行い、それらをもとに<u>社員</u>に無線、電話により速やかに伝達する。</p> <p>関係市町村、<u>社員</u>からの情報を収集するほか、適時路線パトロールを実施し、管理者から乗務員に伝達する。また、<u>乗務員・監視カメラ・気象庁等から運行状況積雪状況、道路状況を収集し</u>的確な情報把握に努める。</p> <p><u>(オ) 長時間の駅間停車となった場合には、救援列車による救出、バスによる救出等、あらゆる乗客救出の方法に対応する。</u></p> <p><u>6</u> <u>7</u></p> <p>1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進 <u>(県生活環境文化部、市町村)</u> 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等 <u>(県生活環境文化部、市町村)</u></p>	<p>字句修正</p> <p>同上</p> <p>情報収集方法の変更に伴う修正</p> <p>追加</p> <p>番号ずれ 同上</p> <p>防災関係機関の一部修正 同上</p>
--	--	--

<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 医療救護所の設置及び運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護所の運営</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、<u>災害時歯科医療救護マニュアル</u>に基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。</p> <p>第7～第11 (略)</p> <p>第10節 避難行動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難道路の運用 (県警察本部、市町村)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難路にあたる道路で信号機の灯滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。</p> <p>オ～カ</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第11節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両の取扱い (県総合政策局、警察本部、中日本高速道路(株))</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は規制され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。</p> <p>このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確</p>	<p>(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、<u>災害時歯科医療救護対応マニュアル</u>に基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。</p> <p>エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。</p> <p>災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。</p> <p>このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確</p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>字句修正</p>
--	--	---------------------------------------

<p>認を円滑に行うものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>市町村等は、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p> <p>第14節～第20節 (略)</p> <p>第21節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 (略)</p>	<p>認を円滑に行うものとする。</p> <p>市町村等は、「<u>災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）に基づき</u>」、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p>	<p>県地域防災計画（地震・津波災害編）の記載に合わせて修正</p>
---	--	------------------------------------

<p>2 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>ア 緊急時の対策</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 校長等は、気象状況及び交通状況に十分注意し、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、始業・終業時間を調整する。さらに積雪量が多くなり通学が困難な状態となったとき、又は校舎等の危険度が増大したときは、同様に臨時休校（休園）等適切な処置をとる。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 労働力の確保</p> <p>1 労働力の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 雇用計画</p> <p>ア 雇用方法</p> <p>(ア) 市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（<u>労働雇用課</u>）に連絡し、労働者の確保を要請する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>(ウ) 校長等は、気象状況及び交通状況に十分注意し、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、始業・終業時間を調整する。さらに積雪量が多くなり通学が困難な状態となったとき、又は校舎等の危険度が増大したときは、同様に臨時休校（休園）等適切な処置をとる。</p> <p><u>なお、始業・終業時間の調整や臨時休校等の安全措置をとる場合は、決定、連絡を迅速に行う。</u></p> <p>(ア) 市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（<u>労働政策課</u>）に連絡し、労働者の確保を要請する。</p>	<p>H30 大雪の検証による追加</p> <p>機構改革に伴う修正</p>
---	--	--

<p>2 緊急連絡体制（富山労働局、県商工労働部、市町村） 労働者確保対策緊急連絡体制</p> <p>(人数等を報告) 労働確保要請</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>労働者の供給</p> <p>賃金の支払い</p> <p>又は</p> <p>就労証明書の発行</p> <p>(労働者を所内又は市町村指定場所に待機させる)</p>	<p>(人数等を報告) 労働確保要請</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>連絡</p> <p>労働者の供給</p> <p>賃金の支払い</p> <p>又は</p> <p>就労証明書の発行</p> <p>(労働者を所内又は市町村指定場所に待機させる)</p>	<p>機構改革に伴う修正</p>
<p>第22節 (略)</p> <p>第4章 雪害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 災害復旧基金の貸付け（県商工労働部、北陸労働金庫）</p> <p>(1) 災害復旧資金（勤労者生活資金）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付限度額 <u>100万円</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>8～12 (略)</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>被害を受けた中小企業者に対し、既往の<u>制度融資等</u>の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。</p> <p>(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長</p>	<p>イ 貸付限度額 <u>150万円</u></p> <p>被害を受けた中小企業者に対し、既往の<u>中小企業高度化資金等</u>の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。</p>	<p>貸付限度額の変更に伴う修正</p> <p>用語の修正</p>

<p>中小企業高度化資金の<u>既往債務の償還期限の延長</u>（<u>激甚災害について3年以内</u>）</p> <p>(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者 [災害の影響後1か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少すると見込まれるもの] (中小企業信用保険法第2条5項の<u>倒産関連保証</u> (別枠保証))</p> <p>[上記ア、イによる措置内容]</p> <p>一般保証限度額 2億8,000万円+特別保証限度額 2億8,000万円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県融資制度による対応</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利 率 年1.70% (<u>平成29年10月現在</u>)</p> <p>カ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p>	<p>中小企業高度化資金の<u>既往債務の償還猶予及び償還期限の延長</u> (<u>3年以内</u>)</p> <p>(中小企業信用保険法第2条5項の<u>経営安定関連保証</u> (別枠保証))</p> <p>オ 利 率 年1.70% (<u>平成30年4月現在</u>)</p>	<p>字句修正</p> <p>用語の修正</p> <p>時点の修正</p>
---	---	---------------------------------------

